

講道館柔道に於ける礼法の変遷について

村 田 直 樹

講道館・鹿屋体育大学客員教授

I. 始めに

講道館長嘉納治五郎は、「礼は他人に対して敬意を表する形式であるから、形・乱取の練習や試合の前後には必ず行うべきである。形も乱取もその事柄が争いであるから、始める時にも終わって後別れる時にも敬意を表し、争いは技術を練る目的ですが、相互の間には尊敬し合って居るという心持を示すのである¹⁾」と説いている。

ここにキーワードは**敬意**であろう。礼を、「他人に対して敬意を表する形式」として礼法（形式＝方法）も含んで捉えている。

柔道の母体である柔術の方ではどうか。一例として嘉納が修行した天神真楊流を見てみると、「礼は相手を尊重する意味ではなく、常に戦いの気持ちを込めて行うものであり、前心、通心、残心まで気を抜いてはいけなかった²⁾」

ここでのキーワードは**戦い**であろう。戦いとは殺傷を目的としたものである。

柔道では相手の尊重、柔術では相手の殺傷。礼の意味が、凡そ180度逆方向を向いている。何ゆえかくも違うのか。その理由は柔道の目的³⁾に明らかである。

柔道の究極の目的は殺傷に非ず、自他共栄の道としているからだ。ここに柔道に於ける**礼の根本義**が次のように把握されよう。

柔道に於ける礼の根本義＝自他共栄を目指した心

II. 礼と礼法

自他共栄を目指した心を表す柔道の礼法には、坐礼と立礼がある。嘉納に拠れば⁴⁾、「坐礼の場合は、足の甲をぴったり畳につけ、尻を踵に乗せ、指先を少し内へ向けて手を畳につけ、頭をその後部が肩と同じ高さになるまで下げる」とし、立礼の場合は、直立姿勢から上体を約30度ほど前へ曲げ、その時同時に両手を自然と両膝上部辺り迄下げ、お辞儀をする。「何れの場合も心からこれを行わなければならぬ」と述べ、表面的、形式的に行うだけの心のこもらぬ在り方を戒めている。更に、

「礼は形・乱取の如く二人相対した時ばかりでなく、道場に入り又は退く際、上席に対してこれを行い、又そこに居合わせた人々に対しても為すべきである」

「道場内に於いては、礼の他に種々心得ておかなければならぬことがある。先ず第一に道場は修養の場所であるから、心を落ち着け、真面目に物事をなし、無駄話や騒がしい挙動を慎むべきである。又練習の時も試合の時も、常に全精力を尽くし、休憩の時でも行儀良く他人の稽古の仕振りなどに注意して、自分を磨く参考にするが良い。それから道場は自分等共同の家であるという考えを持って、道場内の整頓は勿論、秩序を保つことに協力しなければならぬ」と説いている。

内にかくなる心得を、外にその実践を為す人を、真の柔道修行者と呼び得るのであろう。

Ⅲ－ 1. 礼法の変遷－坐礼

ここに礼法とは、内なる礼の根本義、即ち嘉納に拠れば「他人に対して敬意を表する形式」、拙論で言えば、自他共栄を目指した心、を外に表す方法を意味するものとする。坐礼の仕方、及び立ち方、坐り方に時代に伴う変化が観察される。坐礼について、講道館草創期の明治時代、及び大正年間、昭和初期、戦後という時代区分で見てみよう。

講道館柔道が普及発展の勢いを増し、下富坂の大道場落成に漕ぎ着けたのが柔道創始後 11 年を経た明治 26 (1893) 年であった。当時の稽古風景を菱田春草が描いている。菱田は坐礼をする修行者も描いているが、両足の爪先を立てて礼をしている。

大正 4 (1915) 年、山下義韶 / 永岡秀一 / 村上邦夫が「柔道形概説」の連載⁵⁾を始めるが、その中で説明する坐礼も同様に、両足の爪先を立てた形である。

昭和 6 (1931) 年、円熟の嘉納治五郎 (71 歳) は、青少年を対象にした「柔道教本」を著し、「礼及び道場内の心得」の項で坐礼を解説している。そこでは、Ⅱの冒頭に既述したように「足の甲をぴったり畳につけ…云々」として、明治大正年間を通じて行われて来たそれ迄の「両足の爪先を立てた形」と異なっている。この形態変化の理由は定かでない。

但し、筆者は諸文献を調べていて、奇妙なことに気付かされた。それは嘉納の「柔道教本」より後に出版された技術解説書の坐礼の項には、「両足の爪先を立てた形」が説明されている、^{6,7)} ことである。それぞれ時代を牽引した高弟の著であるし、これをどう考えるべきか、俄かに思料し難い。

戦後の解説書⁸⁾では、足の甲をぴったりと畳につけ、両足爪先を伸ばした形の坐礼が説明されている。この形態は今日に迄続いて行われている。

立礼の形態はほぼ同様であり、坐礼ほど顕著な形態変化はないと言って良い。

Ⅲ－ 2. 礼法の変遷－立ち方坐り方：右座左起と左座右起

柔術と講道館の礼法を概観すると、

1. 関口流－蹲踞 左座右起
2. 天神真楊流－平座：右座左起 平の構え：左右の区別なく一氣に立ち一氣に座る 平の一文宇：左座右起
3. 起倒流（野田派）：左座右起 ※嘉納が学んだ起倒流は竹中派
4. 講道館：右座左起

である。講道館の形式は武士の礼と同様（小笠原流）と言える。この方式は、明治 39 (1906) 年、講道館と合意した大日本武徳会が「乱捕の形」で採用した。

昭和 15 年 8 月 1 日、講道館は訓告を垂れ、柔道修行者礼法を公にした。だが、その 2 年後には次のように改正する。

柔道修行者礼法改正の件⁹⁾「今般内務省告示第 608 号を以って神社祭式行事作法を改正発表せられたるにつきては、曩（さき）に本館に於いて制定せし柔道修行者礼法中該当する要則を左記カッコ内の通り改正し、昭和 18 年 1 月 1 日より実施す 昭和 17 年 12 月 24 日付け」

これにより講道館の礼法が従来の右座左起から左座右起へ改正された。前年、昭和 16 年 4 月文部省から公にされた「礼法要項」を受けてのことと思われる。

禮

IV. 道場と神棚（神殿）

一体、武道場には神棚（神殿）が祀られ、修行者は稽古の後先に神の座に対して礼をする（拝と揖）。講道館ではどうであったのか。

「拙者は既にかいたものにも発表しおるやうに皇室を尊崇し、伊勢の宗廟の如き神を尊ぶものに候えども、所謂宗教には関係なく、他人が信仰するはその人の随意。宗教は既往に於いて世に益をなしたる場合多く、将来も益をなし得るべきものと考えおり候えども、宗教は各々対立しており、現に政府も学校で宗教を教えることを禁じておるやうな次第。世界諸国に於いても、学校に於いて宗教を教えざることに傾きおり候様の実状。個人なり或る団体が何らかの宗教を尊崇すること何ら差し支え之なく、講道館の如き全人類の中心機関を以て任じておる大教育の場に於いては、なるべく対立しておる宗教からかけ離れるを適當と認め候 12月12日付¹⁰⁾」

以上は講道館に神棚の設置を求める建白書に対する嘉納の返書である。嘉納は道場に於ける神棚設置の必要性を認めていず、宗教からかけ離れるのが適當だと認めていたことが分かる。しかし、講道館は昭和12（1937）年1月10日、鏡開式に於いて、道場内貴賓席に神殿を祀った事を公表した。拠って講道館でも神の座に対して礼を行わざるを得ないようになった。

これは昭和10（1935）年の「国体明徴」の決議、翌11年5月文部省主催体育運動主事会議の「道場ニハ神棚ヲ設ケルコト」の答申等々に拠り、国家並びに社会情勢等、時代の空気が一気に右傾化¹¹⁾し、講道館もその圧力に抗し切れなかったように思われる。戦後廃止。

V. 終わりに

礼及び礼法とは、本来国家が指示命令するものなのか、それともそうではないのか。そうではないとするならば、如何なるものなのか。個人に委ねられるものなのか。或いは所属する団体や組織に帰し、そこに委ねられるものなのか、どうなのか。

実際、或る集団に属する一員の行動を見ると、上司や先輩に対して見事な迄の「敬意を表する形式＝礼」を取るにも拘らず、一旦その集団の外に出た際の人間（じんかん）交流に於いて、途端に先刻迄取っていたあの礼儀正しさは何処へ行ったのかと、呆れさせられる程横柄な態度を取る日本人を、一再ならず目撃して来たのは筆者だけだろうか、だけではあるまい。又試合場の敗者の態度に、同様の行為を見ること一再ならずである。

礼とは、「他人に対する敬意を表する形式」である。しかし、その形式を形式として外に表すのは自分自身である。さすれば、礼にはその形式をきちんと表現出来る自分自身を管理するもう一人の内なる自分が要ということであろう。

この内なる自分がしっかりしているかいらないか。柔道（武道）修行者に問われる真なる礼の本質は、真実、ここに在ると言えるのではないだろうか。右坐左起、左坐右起、外なる形は何れに変遷しようとも…。

引用文献

- 1) 嘉納治五郎、柔道教本、三省堂、pp.12-14、昭和6（1931）年9月
- 2) 天神真楊流師家 久保田敏弘（談）
- 3) 嘉納治五郎、「柔道」第貳号、柔道会本部事務所、pp.26-27、大正4（1915）年
- 4) 嘉納、柔道教本、pp.12-14

- 5) 山下義韶・永岡秀一・村上邦夫, 柔道形概説;「柔道」第貳号 pp.26-27, 大正 4 (1915) 年
- 6) 山下義韶・工藤一三, 新撰日本柔道教典, 帝国書院, pp.4-5, 昭和 6 (1931) 年 12 月
- 7) 磯貝一・栗原民雄, 大日本柔道教典, 富山房, pp.22-23, 昭和 7 (1932) 年 7 月
- 8) 嘉納履正編著, 写真解説講道館柔道, 大日本雄弁会講談社, pp.28-29, 昭和 31 (1956)
- 9) 本館記事, 柔道修行者礼法改正の件,「柔道」第 14 卷第 2 号, 昭和 18 (1943) 年 2 月。神前への拝礼, 皇室への敬礼を含む
- 10) 中村民雄, 武道場と神棚 (2), 福島大学教育学部論集第 42 号抜刷 pp.7-8, 1987 年
- 11) 同上書, p.8

付録資料

A. 礼 (呉音はライ) ;

1. 社会の秩序を保つ為の生活規範の総称。儀式・作法・制度・文物などを含み, 儒教ではもっとも重要な道徳的観念として「礼記」などに説く礼儀祭儀
2. 敬意を持った振る舞い。礼装・礼遇・失礼
3. 敬って拝すること。お辞儀。起立-礼・拝礼・敬礼・礼賛
4. 謝意を表すこと又その為に贈る金品礼を言う。謝礼・礼金
5. 供物 (以上広辞苑 p.2714, 1991)

B. 礼法; 礼の作法, 礼儀

C. 礼とことわざ; ことわざでは上記 A1 の意味のことが多い

1. 礼儀は不足より生 (な) り盗賊は飢饉より起こる
2. 礼はこれ礼を以て貴しと為す
3. 知って問うは礼なり
4. 礼も過ぐれば無礼になる (慇懃無礼)
5. 礼繁き者は実心衰うるなり (以上小学館辞典編集部, 慣用ことわざ辞典, 小学館, p.403, 1995)
6. 礼勝則離 (礼勝てば則ち離る) - 儀礼も度を越えて強制すると, 束縛と受け取られて規制する側から人心が離れてしまう (真藤建志郎, 四字熟語博覧辞典, 実業日本出版社, p.212, 1994)

D. 戦前の一例

禮 根本義は上下の分を明確にするにあり。大義名分を昭明するもの, 洵にこれに存す。忠孝仁義, 禮にあらざれば真ならず。臣子たるもの必ず履むべき大道なり。礼を尚ばざれば国興らず。禮は尊し。禮を尚ぶべし。

禮法 禮といい禮法というも固よりその義は一なり。道を明らかにする場合はこれを禮という。臣子たるべき者の本分即ち君臣の義, 父子の親, 夫婦の別, 長幼の序等上下の分を明確ならしめ, 全ての道徳仁義の正誼を昭煥するをいう。行を律する場合にこれを禮法という。上下敬愛の理念を具象して, その理に順って連関統一したる様式を整え, 以って生活形相全般のものに顕すものをいうなり。

修業 禮法の修業には躰と嗜とあり。躰は他に行わしめて教ふるなり。嗜みは自ら行いて学ぶなり。躰は行に始まりて心に及び, 嗜は心を知りて行を整うを要とする。禮法の修業には先ず行より入りて心に到るべきなり (川島次郎, 国民禮法精読上巻, 皇国図書株式会社創立事務所, p.2, 昭和 19 年。上述は徳川義親が寄せた '序に添えて' の文章だが, 徳川は昭和 16 年 4 月に公にされた「礼法要項」の調査会委員長)









